

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	島田市過疎地域持続的発展計画（案）
趣旨	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第4条第2項の規定により適用される政令附則第3条第2項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定の例により、新たに島田市過疎地域持続的発展計画を策定します。
案のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の対象区域は、川根地区（合併前の榛原群川根町の区域をいいます。）とします。</li> <li>・計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。</li> <li>・県が策定する静岡県過疎地域持続的発展方針や、市が策定している各種の計画と内容を整合させます。</li> <li>・計画は、総務省から示された作成例に則り、「基本的な事項」及び12の「施策区分」で構成します。</li> <li>・各施策区分では、「現況と問題点」、「その対策」、「計画」の順に記述し、公共施設等総合管理計画等において基本的な方針が定められた施設に関連する項目では「公共施設等総合管理計画等との整合」についても記述しています。「計画」の項目には、具体的な事業の名称を記載しています。</li> </ul>
論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登載する事業は、施設整備に関するハード事業だけでなく、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業も対象としています。</li> <li>・計画の達成状況を測るため、新たに「基本目標」及び「目標の達成状況の評価に関する事項」について記載しています。</li> </ul>
経緯等	<p>R 3. 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法公布</p> <p>R 3. 3～6 庁内策定作業</p> <p>R 3. 6 川根地区ワークショップ開催（意見の聴取）</p>
スケジュール（予定）	<p>R 3. 7 パブリックコメント、県協議</p> <p>R 3. 7 最終案の決定、議案調整</p> <p>R 3. 8 議案提出</p> <p>R 3. 10 議決後、市ホームページで公表、国へ報告</p>
関係法令等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）